

更生保護法人 新潟県保護観察協会とは

更生保護法人 新潟県保護観察協会は、新潟県内の更生保護に関する事業の充実発展に寄与するとともに、刑務所等から釈放された人などに対し、その更生に必要な保護を行なうことを目的として、更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて設立された法人であり、更生保護法人新潟県保護観察協会定款に基づいて、新潟県内における更生保護事業の円滑な遂行を助け、その充実発展を図り、明るい社会の建設を目指して、各種事業を行なっております。

1 新潟県保護司会連合会及び各地区保護司会に対する助成

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた民間ボランティアで、県内では926名の方々が、地域において犯罪や非行をした人たちの立ち直りの支援や犯罪予防活動などに従事しています。保護司がより充実した活動をするために必要な各種の保護司研修等への助成支援をしています。



2 更生保護法人新潟県保護会に対する助成

新潟県保護会は、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間収容施設です。刑務所等から釈放された人や保護観察を受けている人などで、頼るべき家族や縁故者がいない人や、現在住んでいる所では、更生が妨げられるおそれのある人に対して、宿泊や食事の面倒をみたり、就労の援助や生活指導その他の保護をして立ち直りを援助しています。

3 新潟県更生保護女性連盟に対する助成

更生保護女性会は、女性・母親としての立場から、更生保護に協力しているボランティア団体です。

県内では、2,530名の会員の方々が、子育て支援活動やミニ集会など地域に根差したさまざまな活動を展開しています。



4 新潟県BBS連盟に対する助成

BBS会は、非行少年や非行のおそれのある少年のよい友達になり、兄や姉の立場に立って更生を援助したり、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して非行防止活動を行なう青年のボランティア団体です。

5 新潟県就労支援事業者機構に対する支援・協力

NPO法人新潟県就労支援事業者機構は、事業者等地域社会の皆様の協力により、犯罪者の就労支援等を行い、安全な社会づくりに貢献している組織です。

犯罪や非行をした人の立ち直りには就労先の確保が大変重要ですが、こうした人々を差別することなく積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者である協力雇用主があります。県内では、654社の事業者の方々から協力をいただいております。



6 犯罪予防活動等に対する助成

法務省主唱の“社会を明るくする運動”をはじめ、犯罪予防活動に積極的に参加しています。

また、機関紙を作成するなどして、更生保護の広報・啓発並びに更生保護関係者間の連絡・調整を図っております。

7 一時保護事業

刑務所等から釈放された人や保護観察を受けている人などのうち、家族のもとに帰る旅費がないなど特に困窮している人に、必要かつ相当な範囲内で金品の給貸与等の援助を行なっています。



8 社会参加活動への支援

保護観察を受けている少年に対して、社会福祉施設等での奉仕活動や環境美化等の地域活動に参加させ、さまざまな社会体験をおして「思いやり」や「社会性」を養い、社会適応を促進させることを目的とする社会参加活動に支援しております。

9 社会貢献活動への支援

保護観察対象者が地域社会に役立つ活動を行うことによって、人の役に立てるという感情や社会のルールを守る意識を育み、それを通じて立ち直りを促進させることを目的とする社会貢献活動に支援しております。



10 会員募集

当協会では、市（町村）民の皆様に保護観察協会の会員になっていただいて、会費という形でご浄財を拠出していただいて、その会費は、犯罪・非行を犯した人たちの立ち直りを援助する活動や“社会を明るくする運動”など犯罪予防活動を行っている保護司会、更生保護施設や民間ボランティア団体を援助するなどして犯罪や非行のない地域づくりに活用させていただいております。

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 協力会員 | 年額 1 千円未満 | 普通会員 | 年額 1 千円以上 |
| 賛助会員 | 年額 1 万円以上 | 特別会員 | 1 0 万円以上 |

11 顕 彰

当協会に寄附をされた場合は、つぎのとおり顕彰されることがあります。

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 法人 | 1,000万円以上 | 紺綬褒章 |
| 個人 | 500万円以上 | 紺綬褒章 |
| 法人・個人 | 20万円以上 | 法務大臣感謝状 |

なお、寄附金については、所得税法、法人税法及び租税特別措置法等により所得税が、また、新潟県県税条例及び県内各市町村税条例により、個人住民税（県民税・市町村税）が寄附金税額控除の適用となります。

更生保護法人新潟県保護観察協会令和3年度一般会計収支決算書

◆収入の部

| 科目 | 決算額 | 備考 |
|-------|--------------|---------------|
| 補助金収入 | 787,000 円 | (更)日本更生保護協会から |
| 寄附金収入 | 1,577,200 円 | 篤志家寄附金等 |
| 会費収入 | 75,961,897 円 | 会員募集による会費収入 |
| 財産収入 | 546,627 円 | |
| その他収入 | 5,000 円 | |
| 合計 | 78,877,724 円 | |

収入 支出 差引
78,877,724円－80,940,486円＝△2,062,762円
△2,062,762円は、運営資金から支出しました。

◆支出の部

| 科目 | 決算額 | 備考 |
|--------|--------------|------------------------------|
| 事務費 | 3,605,085 円 | 人件費、通信運搬費等 |
| 一時保護事業 | 676,000 円 | 金品給与費 |
| 連絡調整費 | 68,185 円 | 更生保護大会分担金等 |
| 啓発費 | 730,022 円 | 犯罪予防活動費 |
| 機関紙発行費 | 792,863 円 | 年4回発行 |
| 助成費 | 75,068,331 円 | 地区保護司会への保護司活動助成及び更生保護施設等への助成 |
| 合計 | 80,940,486 円 | |

令和3年度皆様からお寄せいただいた「愛の協力運動」新潟県保護観察協会会員募集による会費は、県全体では、75,961,897円で、次のような事業に使わせていただきました。

内 訳

| | | |
|---|-------------------------------------|--------------|
| 1 | “社会を明るくする運動”をはじめ通年の犯罪・非行防止、社会浄化活動費 | 39,248,855 円 |
| 2 | 更生保護施設への助成及び保護観察を受けている者への更生援助金 | 2,046,000 円 |
| 3 | 研修・研究・矯正施設等視察諸経費 | 6,325,187 円 |
| 4 | 関係機関・団体との連絡調整費 | 1,490,201 円 |
| 5 | 更生保護協力団体(更生保護女性会、BBS会、健全育成団体等)への助成費 | 10,137,286 円 |
| 6 | 運動諸経費(趣意書作成費、郵送費、連絡費、人件費等) | 16,714,368 円 |
| | 合計 | 75,961,897 円 |
| 7 | 会員数 | |
| | 協力会員 | 343,819 |
| | 賛助会員 | 486 |
| | 普通会員 | 1,569 |
| | 特別会員 | 4 |
| | 合計 | 345,878 件 |

更生保護法人 新潟県保護観察協会

〒951-8104 新潟市中央区西大畑町 5191 電話 025 - 224 - 2814